平 成 １ ３ 年 ３ 月 ２ １ 日
長崎県公安委員会規則第９号
最終改正　平成15年10月28日

長崎県公安委員会運営規則

（目的）

第１条　この規則は、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第45条の規定に基づき、長崎県公安委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（委員会の権限行使）

第２条　委員会は、会議の議決によりその権限を行う。

２　委員会は、法第47条第２項の長崎県警察の事務について、その運営の大綱方針を定めるものとする。

３　前項の大綱方針は、法第47条第２項の長崎県警察の事務の運営の準則その他当該事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法を示すものとする。

４　委員会は、法第47条第２項の長崎県警察の事務の処理が第２項の大綱方針に適合していないと認めるときは、長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、当該大綱方針に適合するための措置に関し、必要な指示をするものとする。

５　委員会は、本部長から法第43条の２第１項又は前項の規定による指示に基づいてとった措置について必要な報告を徴するものとする。

（会議）

第３条　会議は、定例会及び臨時会とする。

（定例会）

第４条　定例会は、毎週１回日時を定め、公安委員会会議室において開催するものとし、委員長がこれを招集する。ただし、必要があるときは委員長が定める他の場所で開くことができる。

（臨時会）

第５条　臨時会は、委員長が必要があると認めたとき又は委員の請求のあったとき委員長が招集する。

２　本部長は、必要があると認めるときは、委員長に対し、臨時会の招集を要請することができる。

３　委員長は、臨時会を開催するときは、会議に付する事項並びに会議開催の日時及び場所をあらかじめ委員及び本部長に通知するものとする。

（会議の定足数）

第６条　会議は、委員の２人以上が出席しなければこれを開くことができない。

（議長）

第７条　委員長は、会議の議長となる。

（議事の決定）

第８条　会議の議事は、出席委員の２人以上の同意でこれを決する。

（委員以外の会議出席）

第９条　本部長は、定例会及び委員長の要求する臨時会に出席するものとする。
２　本部長は、委員長の承認を得て、部下その他の警察職員を会議に出席させることができる。
（委員長代理）
第10条　委員長に事故がある時は、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
（事務の専決）
第11条　委員会は、その権限に属する事務の処理につき、その一部を別に定めるところにより、本部長、部長、本部の課長及び警察署長に専決させることができる。
（委員会の権限行使の特例）
第12条　緊急の必要のある場合において、会議を招集することができず、又は会議を招集してもこれを開くことができないときは、委員長又は委員は、第２条第１項の規定にかかわらず、委員会の権限を行使することができる。
２　前項の場合において、公安委員会の権限を行使した委員長又は委員は、その結果を次の会議において報告しなければならない。
（委員会の庶務）
第13条　委員会の庶務は、警察本部総務課公安委員会補佐室において行う。
（会議録）
第14条　委員会の会議の開催日時、出席者及び会議の概要は、別記様式の会議録に記載しなければならない。
２　会議録は、警察本部総務課公安委員会補佐室において調製し、保存する。
附　則
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成15年公安委員規則第14号）
この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

第　回公安委員会会議録

<table>
<tr><td>日　時</td><td colspan="2">年　月　日　曜　天 自　時　分
至　時　分</td><td>場所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">出席者</td><td>公安委員</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>委 員 外</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

会　議　の　状　況